

(証券コード 1909)
2022年6月8日

株主各位

東京都北区田端六丁目1番1号
日本ドライケミカル株式会社
代表取締役社長 遠山榮一

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご案内申しあげます。

なお、本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避け、株主の皆様の安全を確保するため、当日のご来場を極力お控えいただき、書面（郵送）により、事前に議決権行使権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時35分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時35分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午後1時00分
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)

2. 場 所 東京都北区王子一丁目11番1号
北とぴあ 7階 第2会議室

3. 目的事項
報告事項

1. 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠社外取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して株主の皆様に提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、又、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表に

表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ndc-group.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

又、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面に記載のものほか、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ndc-group.co.jp/>）に記載しております連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、又、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表も含まれております。

なお、株主総会参考書類及び事業報告並びに計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ndc-group.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部に弱さがみられるものの、各種政策の効果や海外経済の改善などにより、持ち直しの動きも期待されましたが、感染症によるサプライチェーンへの影響や原油・資源価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻を巡る国際情勢不安なども重なり、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループの属する消防機器業界におきましても、原材料価格の高騰による業績への影響が懸念される状況にはありますが、防災・減災を目的とした公共事業や都市部の大規模再開発等による需要拡大への期待感は尚、継続しているように見受けられます。

このような経済状況のもと、当社グループは、引き続き自動火災報知設備から消火設備、消火器そして消防自動車までを広くカバーする総合防災企業としての立ち位置を更に強化しつつ、製品ラインナップの拡充を図り積極的な営業活動を推進してまいりました。また、各種防災設備の設計・施工、消火器及び消防自動車等の製造そしてそれらのメンテナンスを通じて、世の中に高度な安心・安全を提供し、より良質な社会インフラを構築するという社会的使命を果たすべく、グループ一丸となって注力しております。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の売上高は44,793百万円（前連結会計年度比1,719百万円増加）となりました。利益につきましては、営業利益2,827百万円（同568百万円減少）、経常利益2,777百万円（同399百万円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益1,890百万円（同421百万円減少）となりました。

当社グループは、各種防災設備の設計・施工・保守点検、消火器及び消防設備、消防自動車、自動火災報知設備の製造・販売、防災関連用品の仕入・販売等、幅広く防災にかかる事業を行っており、単一セグメントであるため、業績については営業種目別に記載しております。

営業種目別の業績は、次のとおりであります。

イ. 防災設備事業

当連結会計年度は、プラント施設の工事案件が増加したこと等により、売上高は25,618百万円（前連結会計年度比1,543百万円増加）となりました。売上総利益につきましては、5,446百万円（同297百万円減少）となりました。

ロ. メンテナンス事業

当連結会計年度は、改修・補修工事案件の増加等により、売上高は8,344百万円（同300百万円増加）となりました。売上総利益につきましては、3,093百万円（同14百万円減少）となりました。

ハ. 商品事業

当連結会計年度は、機器類の販売および小型工事案件の引き合いが好調だったこと等により、売上高は9,425百万円（同497百万円増加）となりました。売上総利益につきましては、1,297百万円（同15百万円増加）となりました。

二. 車輌事業

当連結会計年度は、前年度にあった特殊車輌の納入がなかったこと等により、売上高は1,404百万円（同622百万円減少）となりました。売上総利益につきましては、22百万円（同146百万円減少）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1,173百万円で、営業種目別の主な内容は次のとおりあります。

防災設備事業においては、機械装置及び設備の拡充に441百万円、配管加工施設の新設に286百万円、千葉工場の消火設備製造棟の建替えに207百万円、金型の更新に8百万円の設備投資を実施しております。

商品事業においては、機械装置に30百万円、金型の更新に21百万円の設備投資を実施しております。

車両事業においては、設備の改修等に6百万円の設備投資を実施しております。

その他共通の設備投資は、研究開発用施設の改修等に19百万円、研究開発投資に43百万円、工場内整備等に20百万円、システム投資に50百万円の設備投資を実施しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第67期 (2019年3月期)	第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	36,304,107	39,846,863	43,073,810	44,793,090
親会社株主に帰属する(千円) 当期純利益	1,116,096	1,584,710	2,312,148	1,890,844
1株当たり(円) 当期純利益	157.61	224.12	330.25	270.08
総資産(千円)	28,056,178	41,895,188	40,025,111	41,451,742
純資産(千円)	12,550,500	15,997,301	18,971,828	19,700,779
1株当たり(円) 純資産額	1,772.37	1,979.13	2,307.85	2,514.40

(注) 当社は2018年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第67期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第67期 (2019年3月期)	第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	33,343,692	35,455,131	33,001,297	34,284,744
当期純利益(千円)	1,161,029	1,705,764	2,119,853	1,657,019
1株当たり(円) 当期純利益	163.96	241.24	302.78	236.68
総資産(千円)	24,727,080	30,774,165	29,684,393	31,666,674
純資産(千円)	10,323,143	11,789,758	13,766,075	15,016,662
1株当たり(円) 純資産額	1,457.83	1,683.97	1,966.25	2,144.88

(注) 当社は2018年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第67期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海道ドライケミカル株式会社	30百万円	100.0%	防災設備事業 メンテナンス事業 商品事業
日本ドライメンテナンス株式会社	10百万円	100.0%	メンテナンス事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当社グループと同様の事業を営む企業との競争激化による収益基盤が毀損しないように、製品及びサービスの差別化が最重要と考えており、独自の防災製品・防災システムを開発するための研究開発体制及び人材育成の強化、業務提携先企業とのアライアンス強化を図ってまいります。とりわけ、自動火災報知と消火にかかる技術の融合を図り、業務提携先企業の技術や製品・システムを活用して、新しいコンセプトに立った防災製品・防災システムの開発に注力しております。

それらを実現するために、千葉工場内の試験研究棟ではスプリンクラー消火設備を中心とした各種消火設備の試験研究に取り組んでおり、福島工場内の総合防災研究棟では、次世代の自動火災報知設備・機器を中心とした研究開発を推進しております。

当社グループは引き続き、火災の報知から消火までをカバーする最強の防災プロフェッショナルとして、より安心・安全な社会インフラの構築に貢献することを目指し、社会のニーズを先取りした高品質な防災製品・防災システムを提供するために製造・販売・施工・保守体制の充実に努めてまいります。さらに、従来型の消防防災にとどまることなく、火災を発生させない、火災をごく早い段階で感知する、予防防災に注力するとともに、環境対応型社会の要請に応えるため、環境に配慮した消火薬剤の開発、そしてそれらを用いた製品・システムの開発等、社会的責任を果たすことにグループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、各種防災設備の設計・施工・保守点検、消火器及び消火設備、消防自動車、自動火災報知設備の製造・販売、防災用品の仕入・販売等の防災事業を行っております。

営業種目別的主要製品及び事業内容は以下のとおりであります。

営業種目	主要製品・事業内容
防災設備事業	建築防災設備、プラント防災設備及び船舶防災設備における各種防災設備の設計・施工を行っております。
メンテナンス事業	各種防災設備の保守点検業務、派生する修繕及び改修工事を行っています。
商品事業	各種消火器の製造・販売及び各種防災用品の仕入・販売を、販売代理店を中心に行っております。
車輌事業	各種消防自動車の設計・製造・販売を行っております。

(6) 主要な事業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当社	本社：東京都北区 工場：千葉県山武市、福島県福島市 支店：関東(さいたま市)、大阪市、名古屋市、九州(福岡市) 東北(仙台市)、札幌市、北陸(金沢市)
北海道ドライケミカル 株式会社	本社：札幌市
日本ドライメンテナンス 株式会社	本社：千葉市

7) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

営業種目	従業員数	前連結会計年度末比増減
防災設備事業	473名	3名増
メンテナンス事業	108	1名増
商品事業	87	1名増
車輌事業	14	1名減
全社共通（工場含む）	356	4名減
合計	1,038	—

(注) 従業員数には、人材派遣会社からの派遣社員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
740名	11名増	41.1歳	11.9年

(注) 従業員数には、人材派遣会社からの派遣社員は含まれておりません。

（8）主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	1,340,000千円
株式会社みずほ銀行	1,150,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000
株式会社東邦銀行	180,000
日本生命保険相互会社	70,000
明治安田生命保険相互会社	50,000
株式会社三井住友銀行	20,000

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 14,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,181,812株 |
| ③ 株主数 | 3,765名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
綜合警備保障株式会社	1,100,000株	15.71%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	546,200	7.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	534,100	7.62
日本ドライケミカル取引先持株会	403,300	5.76
株式会社初田製作所	200,000	2.85
新日本空調株式会社	192,000	2.74
沖電気工業株式会社	178,000	2.54
株式会社吉谷機械製作所	160,000	2.28
B N Y M R E B N Y M L B R E G P P C L I E N T M O N E Y A N D A S S E T S A C	142,800	2.03
株式会社東京エネシス	140,000	1.99

- (注) 1. 当社は、自己株式を180,647株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠 山 榮 一	北海道ドライケミカル株式会社 代表取締役 日本ドライメンテナンス株式会社 代表取締役 株式会社イナートガスセンター 代表取締役社長 株式会社総合防災 代表取締役 一般社団法人日本消火器工業会 会長 株式会社消火器リサイクル推進センター 代表取締役社長 N D C K o r e a 株式会社 代表理事 広伸プラント工業株式会社 代表取締役 株式会社街かど防災ラボ 代表取締役会長
常務取締役	浅 田 裕 沖	営業本部長 兼 技術本部副本部長 日本ドライメンテナンス株式会社 取締役 株式会社イナートガスセンター 取締役 株式会社街かど防災ラボ 取締役
取締役	佐 藤 寛 則	製造本部長 兼 千葉製造部長 兼 営業本部副本部長
取締役	亀 井 正 文	管理本部長 兼 経理部長 兼 財務部長 N D C K o r e a 株式会社 監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	松 岡 猛	営業本部副本部長 兼 技術本部 副本部長 広伸プラント工業株式会社 取締役
取 締 役	山 内 良 介	営業開発本部長
取 締 役	海 老 根 洋 一	イシグロ株式会社 参与
取 締 役	高 橋 宏 幸	株式会社未来巢 代表取締役

会社における地位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	千 葉 修	北海道ドライケミカル株式会社 監査役 日本ドライメンテナンス株式会社 監査役 株式会社イナートガスセンター 監査役 株式会社総合防災 監査役 広伸プラント工業株式会社 監査役 株式会社街かど防災ラボ 監査役
監 査 役	渡 慶 次 憲 彦	株式会社HLSグローバル 代表取締役 Hotta Liesenberg Saito LLP パートナー
監 査 役	紀 陸 保 史	ダイヤオフィスシステム株式会社 顧問

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第69回定時株主総会において、山内良介氏及び高橋宏幸氏は取締役に選任され、就任いたしました。
 2. 取締役海老根洋一氏及び高橋宏幸氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役渡慶次憲彦氏及び紀陸保史氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役渡慶次憲彦氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役紀陸保史氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。
 6. 2021年6月25日付で、浅田裕沖氏は取締役から常務取締役に就任いたしました。
 7. 2021年6月25日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、樋田浩二氏は取締役を辞任いたしました。
 8. 当社は取締役海老根洋一氏、取締役高橋宏幸氏、監査役渡慶次憲彦氏、監査役紀陸保史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 9. 2022年4月1日付の機構改革に伴い会社における地位並びに、取締役の担当職務は次のとおり変更となっております。
 浅田裕沖 常務取締役 営業サポート室長
 亀井正文 取締役 管理本部長 兼 企画・I R部長
 松岡 猛 取締役 メンテナンス事業本部長 兼 営業サポート室副室長 兼 安全部長

10. 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年4月1日付で以下のとおり担当しております。

緒方哲広	執行役員	海外事業本部長 兼 火報・商品事業本部副本部長
中川信夫	執行役員	火報・商品事業本部長 兼 業務管理部長
粕谷知久	執行役員	建築防災事業本部長
蛭田拓宏	執行役員	大阪支店長 兼 大阪支店メンテナンス営業部長
柄澤秀樹	執行役員	プラント防災事業本部長
福井章人	執行役員	プラント防災事業本部副本部長 兼 プラント防災部長
道永 剛	執行役員	管理本部総務人事部長
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2)	94,908千円 (1,566)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,504 (3,204)
合計 (うち社外役員)	10 (4)	107,412 (4,770)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月30日開催の第57回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

2. 監査役の報酬限度額は、2008年6月30日開催の第56回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額は15,066千円（取締役5名に対し15,066千円）であります。なお、監査役1名及び社外役員4名の役員賞与引当金はありません。

- ・当事業年度における役員退職慰労金の繰入額は18,412千円（取締役5名に対し16,312千円、監査役1名に対し2,100千円）であります。なお、社外役員4名の役員退職慰労引当金はありません。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等に係る方針の決定及びその方針の内容

各取締役の報酬等は、基本報酬、賞与、退職慰労金より構成されております。

各取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬等限度額の範囲内で、取締役会にて、個々の取締役の職責及び業績の目標達成等を勘案の上、当社の定める一定の基準に基づき検討及び審議し、決定しております。

各監査役の報酬等は、個々の監査役の職責に応じ、監査役の協議により決定しております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役海老根洋一氏はイシグロ株式会社の参与であります。当社と兼職先との間には、工事部材等仕入の取引関係があります。
 - ・取締役高橋宏幸氏は株式会社未来巣の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役渡慶次憲彦氏は株式会社HLSグローバルの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役紀陸保史氏はダイヤオフィスシステム株式会社の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

四. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関する職務の概要
取締役	海老根 洋一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席いたしました。社外取締役として期待される役割を果たすため、取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行うなど、役割・責務を十分果たしております。
取締役	高 橋 宏 幸	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。社外取締役として期待される役割を果たすため、取締役会において、専門的な立場から監督、助言等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	渡慶次 憲彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。監査役経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に資する発言及び経営者としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行いました。また、監査役会において、財務及び会計に関する知見から適宜、必要な発言をいたしました。
監査役	紀 陸 保 史	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言をいたしました。また、監査役会においては、議案審議等について適宜、必要な発言を行いました。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員4名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
(i)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,600千円
(ii)当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、連結を含む金融商品取引法に基づく監査及び金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、上記、報酬等の額以外に、会計監査人と同一のネットワークに属する三逸（サミル）会計法人に対して、7,425千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社を含む当社グループの役員及び使用人は会社が定めた倫理行動規範により行動しております。
 - ロ. 取締役は、ほかの取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告するものしております。
 - ハ. 取締役会の事務局を設置し、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて取締役会を招集し、取締役会規則の定める付議事項が適時に上程・審議される体制とし、議案については十分な審議を可能とする取締役会資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保しております。
 - ニ. 当社は、代表取締役社長を委員長とし、全取締役が委員として参画する内部統制委員会を四半期に1回以上開催し、不正・不都合の防止、法令遵守のための施策の策定を行うとともに、その実施状況を確認しております。
 - ホ. 当社グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を定め、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状況をモニタリングしております。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に係る重要な会議等の議事録及び関連資料は適切に保存・管理しております。
 - 取締役及び監査役は何時でもこれら文書を閲覧できる運用しております。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理に関する規程等を定め、全社のリスクを総括的に管理する体制を整えております。
 - 当社は、代表取締役社長を委員長とし、全取締役が委員として参画するリスク管理委員会を設置し、リスク発生の都度又は今後リスクとなる可能性のある事象を発見した場合は速やかに開催し、リスク案件の原因の特定、改善策の提案、実施など早期解決を図っております。又、定例のリスク管理委員会を四半期に1回開催し、リスク案件に関する協議・検討、新たなリスク要因への対応協議を行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程をはじめ各種規程を整備し、各役職者の権限と責任を明確にし、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

各役職者はその権限と責任において迅速かつ機動的な業務執行を図っております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査室を置き、業務全般に関し、法令・定款・社内規程等の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施しております。

内部監査の結果につきましては、当該部署のみならず、社長、取締役ほか、関係部署に報告されております。

⑥子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社においては、定例の取締役会が四半期に1回以上開催され、取締役の業務執行報告がなされます。その報告内容が「関係会社管理規程」に基づき、当社管理本部長に報告され、その報告事項について、当社取締役会に報告されております。

⑦子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が定めたリスク管理に関する規程に基づき、グループ各社でリスクを管理する体制を整えております。

四半期に1回、定期的にリスク管理委員会を開催し、グループ各社を含めたリスク案件に関する協議・検討、新たなリスク要因への対応協議を行っております。

⑧子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社においても、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程をはじめ各種規程を整備し、各役職者の権限と責任を明確にし、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

各役職者はその権限と責任において迅速かつ機動的な業務執行を図っております。

⑨子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内部監査室がグループ会社の業務全般に関し、法令・定款・社内規程等の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施しております。

内部監査の結果につきましては、社長、取締役他、関係部署に報告されております。

⑩当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、管理は当社管理本部が行っています。子会社は管理本部長に対し、定期的に業務の報告を行い、重要案件については当社取締役会の承認を得るものとしております。又、必要に応じて子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役又は使用人が兼任しております。取締役は当該会社の業務執行状況を監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査しております。又、当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役等と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行っております。

⑪監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があれば、速やかに対応するものとしております。

⑫前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、又、当該使用人の人事異動・人事評価等については、事前に監査役会の同意を必要とするものとしております。

⑬監査役の第11号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、原則として専属の使用人とし、取締役の指示、命令を受けないものとします。但し、止むを得ない場合は執行との兼務も可としますが、前号の独立性に配慮するものとします。

⑭取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営委員会その他重要な会議に出席し取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができるものとしております。更に取締役は監査役に対して、重要な会議の審議事項、内部監査の結果報告、財務の状況等所定の業務執行に関する重要事項の報告を行っております。

又、取締役等は監査役に対して経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反の発生のおそれのある事項については、隨時、報告するものとしております。

- ⑯子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「内部通報規程」に基づき、当社総務人事部長に報告するとともに、遅滞なく監査役に報告するものとしております。
- ⑯前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者は、当該報告をしたことにより、不利益を受けることのないものとし、万一不利益な取扱いをした場合は、当社「内部通報規程」に基づき、罰則の対象としております。
- ⑰監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担しております。
- ⑱その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人及び内部監査室と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,197,667	流 動 負 債	16,056,496
現 金 及 び 預 金	5,549,896	支 払 手 形、買 掛 金 及 び 工 事 未 払 金	5,573,531
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	12,163,580	電 子 記 録 債 務	2,897,966
電 子 記 録 債 権	3,300,414	短 期 借 入 金	2,961,134
商 品 及 び 製 品	1,913,682	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	597,684
仕 掛 品	1,149,762	未 払 法 人 税 等	562,914
原 料 物 及 び 貯 藏 品	1,439,775	契 約 負 債	1,331,776
未 成 工 事 支 出 金	330,951	賞 与 引 当 金	563,020
短 期 貸 付 金	3,053,561	役 員 賞 与 引 当 金	15,066
そ の 他	318,423	完 成 工 事 補 償 引 当 金	72,601
貸 倒 引 当 金	△22,378	そ の 他	1,480,799
固 定 資 産	12,254,074	固 定 負 債	5,694,466
有 形 固 定 資 産	9,232,495	社 債	1,675,383
建 物 及 び 構 築 物	3,948,152	長 期 借 入 金	2,153,265
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,274,510	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	181,474
工 具、器 具 及 び 備 品	284,636	退 職 給 付 に 係 る 負 債	942,095
土 地	3,225,528	繰 延 税 金 負 債	220,410
建 設 仮 勘 定	376,653	そ の 他	521,836
そ の 他	123,013	負 債 合 計	21,750,962
無 形 固 定 資 産	1,090,372	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	994,981	株 主 資 本	17,103,235
ソ フ ト ウ エ ア	41,545	資 本 金	700,549
そ の 他	53,844	資 本 剰 余 金	3,774,943
投 資 そ の 他 の 資 産	1,931,206	利 益 剰 余 金	12,884,651
投 資 有 価 証 券	1,048,526	自 己 株 式	△256,908
繰 延 税 金 資 産	370,530	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	500,482
そ の 他	657,374	そ の 他 有 価 証 券	298,564
貸 倒 引 当 金	△145,224	評 価 差 額 金	84,307
資 产 合 計	41,451,742	為 替 換 算 調 整 勘 定	117,611
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,097,060
		非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
			41,451,742

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	44,793,090
売 上 原 価	34,933,969
売 上 総 利 益	9,859,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,031,225
營 業 利 益	2,827,895
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	18,000
為 替 差 益	82,664
受 取 配 当 金	31,574
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	780
受 取 保 険 金	12,699
新 株 引 受 権 評 價 差 額	43,155
そ の 他	67,971
	256,847
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	98,508
棚 卸 資 産 評 價 損	163,034
そ の 他	45,570
	307,113
經 常 利 益	2,777,630
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	505
	505
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	133,899
減 損 損 失	34,207
	168,106
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,610,029
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	981,602
法 人 税 等 調 整 額	△142,380
	839,221
当 期 純 利 益	1,770,807
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△120,037
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,890,844

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,450,907	流 動 負 債	13,084,214
現 金 及 び 預 金	2,487,031	支 払 手 形	407,347
受 取 手 形	996,991	電 子 記 録 債 務	2,897,966
電 子 記 録 債 権	3,162,653	買 掛 金	3,614,085
売掛金及び契約資産	8,308,162	短 期 借 入 金	1,950,000
商 品 及 び 製 品	1,457,546	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	630,000
仕 掛 品	423,213	リ 一 ス 債 務	3,284
原 材 料 及 び 貯 藏 品	868,524	未 払 金	286,561
未 成 工 事 支 出 金	317,837	未 払 費 用	115,504
前 渡 金	17,450	未 払 法 人 税 等	486,448
前 払 費 用	94,167	契 約 負 債	1,305,494
短 期 貸 付 金	3,039,000	前 受 金	10,585
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,167,855	関 係 会 社 預 り 金	359,573
そ の 他	114,481	賞 与 引 当 金	513,449
貸 倒 引 当 金	△4,007	役 員 賞 与 引 当 金	15,066
固 定 資 産	9,215,767	完 成 工 事 補 償 引 当 金	72,601
有形固定資産	3,596,408	そ の 他	416,245
建 物	2,235,240	固 定 負 債	3,565,797
構 築 物	179,516	社 債	1,200,000
機 械 及 び 装 置	262,772	長 期 借 入 金	1,230,000
車両運搬具	3,563	リ 一 ス 債 務	4,386
工具、器具及び備品	212,837	退 職 給 付 引 当 金	784,984
土 地	382,809	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	155,874
リ 一 ス 資 産	7,670	長 期 預 り 保 証 金	190,552
建 設 仮 勘 定	307,013	負 債 合 計	16,650,012
そ の 他	4,983	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	87,891	株 主 資 本	14,718,097
ソ フ ト ウ エ ア	41,093	資 本 金	700,549
そ の 他	46,798	資 本 剰 余 金	1,098,281
投資その他の資産	5,531,467	資 本 準 備 金	700,549
投 資 有 価 証 券	1,048,526	そ の 他 資 本 剰 余 金	397,731
関 係 会 社 株 式	3,737,140	利 益 剰 余 金	13,176,175
出 資 金	61	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,176,175
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	384,653	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	185,781
破 産 更 生 債 権 等	21,287	特 別 償 却 準 備 金	277,863
長 期 前 払 費 用	630	繰 越 利 益 剰 余 金	12,712,530
繰 延 税 金 資 産	202,147	自 己 株 式	△256,908
そ の 他	157,738	評 価 ・ 換 算 差 額 等	298,564
貸 倒 引 当 金	△20,716	そ の 他 有 価 証 券	298,564
資 产 合 計	31,666,674	評 価 差 額 金	
		純 資 産 合 計	15,016,662
		負 債 純 資 産 合 計	31,666,674

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	34,284,744
売 上 原 価	26,837,726
売 上 総 利 益	7,447,017
販売費及び一般管理費	5,265,042
當 業 利 益	2,181,975
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	37,572
為 替 差 益	69,618
受 取 配 当 金	31,574
事 務 管 理 料 収 入	83,169
受 取 保 険 金	12,699
そ の 他	17,554
當 業 外 費 用	252,189
支 払 利 息	16,203
そ の 他	32,287
經 常 利 益	48,490
特 別 損 失	2,385,673
固 定 資 産 除 売 却 損	11,419
減 損 損 失	34,207
税 引 前 当 期 純 利 益	45,626
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	822,831
法 人 税 等 調 整 額	△139,804
当 期 純 利 益	683,027
	1,657,019

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

日本ドライケミカル株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	善 場	秀 明
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	平 岡	伸 也
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ドライケミカル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ドライケミカル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

日本ドライケミカル株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善 場 秀 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 伸 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ドライケミカル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

日本ドライケミカル株式会社 監査役会
常勤監査役 千葉 修 印
社外監査役 渡慶次 憲彦 印
社外監査役 紀陸保史 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、経営成績の向上及び経営基盤の強化を図りつつ、安定した株主配当を継続して実施していくことを、配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は122,520,388円となります。

なお、中間配当を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき、金30円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようとするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠社外取締役に関する規定を新設して補欠社外取締役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠社外取締役が社外取締役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもとのとみなすことができる。</u></p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第16条 (電子提供措置等)</u></p> <p>1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
(新 設)	<p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
第17条 (員数) 当会社の取締役は、15名以内とする。	<p>第17条 (員数)</p> <p>1. 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>2. 当会社の社外取締役は、1名以上置くものとする。</p>
第18条 (選任) 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略)	<p>第18条 (選任)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 当会社は、法令又は定款に定める社外取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠社外取締役を選任することができる。</p>
(新 設)	<p>5. 前項の補欠社外取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
第19条 (任期) 1. (条文省略) 2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。	<p>第19条 (任期)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>3. 前条第4項により選任された補欠社外取締役が社外取締役に就任した場合は、当該社外取締役として就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>
第20条～第36条（条文省略）	第20条～第36条（現行どおり）
(新 設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の効率化を図るため、2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1	とおやま えいいち 遠山 榮一 (1950年1月25日)	1972年4月 三菱商事株式会社入社 2000年1月 日本AT&T株式会社入社 2004年1月 当社入社経理・財務本部長 2005年8月 当社代表取締役 2005年8月 日本ドライメンテナンス株式会社 代表取締役社長 2005年8月 北海道ドライケミカル株式会社 代表取締役社長 2008年6月 当社代表取締役社長(現任) 2008年7月 北海道ドライケミカル株式会社 代表取締役(現任) 2012年8月 株式会社イナートガスセンター 代表取締役社長(現任) 2013年5月 一般社団法人日本消火器工業会 会長(現任) 2013年12月 株式会社消火器リサイクル推進センター 代表取締役社長(現任) 2016年6月 日本ドライメンテナンス株式会社 代表取締役(現任) 2016年6月 株式会社総合防災 代表取締役(現任) 2017年11月 株式会社始興金属(現NDC Korea株式会社) 代表理事(現任) 2018年11月 広伸プラント工業株式会社 代表取締役(現任) 2019年7月 株式会社街かど防災ラボ 代表取締役会長(現任)	80,200株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する 当社の 株式数
2	あさだ ひろおき 浅田 裕 沖 (1960年5月31日)	<p>1985年4月 オーミヤ株式会社入社</p> <p>1989年3月 エムケイ企画株式会社入社</p> <p>1991年3月 当社入社</p> <p>2002年10月 当社大阪支店商品営業部グループリーダー</p> <p>2009年10月 当社九州支店支店長</p> <p>2013年3月 当社機器販売営業統括本部長</p> <p>2014年6月 当社取締役機器販売営業統括本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役機器販売営業統括本部長 兼戦略事業統括本部副本部長</p> <p>2017年4月 当社取締役営業本部長</p> <p>2017年5月 日本ドライメンテナンス株式会社 取締役(現任)</p> <p>2018年5月 株式会社イナートガスセンター 取締役</p> <p>2019年7月 株式会社街かど防災ラボ 取締役(現任)</p> <p>2021年6月 当社常務取締役営業本部長兼技術本部 副本部長</p> <p>2022年4月 当社常務取締役営業サポート室長(現任)</p>	800株
3	かめい まさふみ 亀井 正文 (1957年10月25日)	<p>1981年4月 藤和不動産株式会社(現 三菱地所 レジデンス株式会社)入社</p> <p>1985年9月 ソニーケミカル株式会社(現 デクセ リアルズ株式会社)入社</p> <p>2005年1月 株式会社パワードコム(現 KDDI 株式会社)入社</p> <p>2010年7月 当社入社</p> <p>2010年10月 当社経理財務部長</p> <p>2014年6月 当社経理財務部長兼情報システム部長</p> <p>2015年6月 当社執行役員管理部門担当経理財務 部長兼情報システム部長</p> <p>2016年7月 当社執行役員管理本部長兼経理財務 部長兼情報システム部長</p> <p>2017年5月 当社執行役員管理本部長兼経理財務部長</p> <p>2017年6月 当社取締役管理本部長兼経理財務部長</p> <p>2017年11月 株式会社始興金属(現NDC Korea株式 会社)監査役(現任)</p> <p>2020年4月 当社取締役管理本部長兼経理部長兼 財務部長</p> <p>2022年4月 当社取締役管理本部長兼企画・IR部長 (現任)</p>	5,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する 当社の 株式数
4	まつおか たけし 松岡 猛 (1951年7月25日)	<p>1974年4月 当社入社</p> <p>2007年4月 当社設備事業本部東京支店 プラント防災第2グループグループリーダー</p> <p>2007年10月 当社メンテナンス事業本部大阪支店 メンテナンス営業部部長</p> <p>2015年6月 本社設備・メンテナンス営業統括本部副本部長兼特殊防災部長</p> <p>2016年10月 当社営業本部副本部長兼工事統括</p> <p>2018年4月 当社営業本部副本部長</p> <p>2018年11月 広伸プラント工業株式会社 取締役(現任)</p> <p>2021年6月 当社取締役営業本部副本部長兼技術本部副本部長</p> <p>2022年4月 当社取締役メンテナンス事業本部長兼営業サポート室副室長兼安全部長(現任)</p>	7,800株
5	やまうち りょうすけ 山内 良介 (1971年12月14日)	<p>1995年3月 総合警備保障株式会社入社</p> <p>2008年4月 同社滋賀支社営業部長</p> <p>2011年4月 同社姫路支社副支社長</p> <p>2012年4月 同社関西営業部担当課長</p> <p>2013年3月 同社梅田支社長</p> <p>2013年11月 同社関西営業部担当課長</p> <p>2015年4月 日本ビル・メンテナンス株式会社(現ALSOKファシリティーズ株式会社)出向 大阪支社副支社長</p> <p>2015年6月 同社執行役員大阪支社長</p> <p>2016年4月 同社常務執行役員大阪支社長</p> <p>2018年4月 総合警備保障株式会社神戸支社長</p> <p>2021年6月 当社取締役営業開発本部長(現任)</p>	—
6	たかはし ひろゆき 高橋 宏幸 (1961年9月11日)	<p>1985年4月 宮田工業株式会社入社</p> <p>2007年6月 同社執行役員技術部長</p> <p>2009年6月 同社取締役防災事業部次長兼技術本部長</p> <p>2011年6月 同社常務取締役生産本部長</p> <p>2012年6月 同社専務取締役生産本部長</p> <p>2013年4月 同社代表取締役副社長</p> <p>2013年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2014年7月 モリタ宮田工業株式会社取締役副社長</p> <p>株式会社未来巢 代表取締役(現任)</p> <p>2017年2月 代表取締役(現任)</p> <p>2021年6月 当社社外取締役(現任)</p>	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠山榮一氏は、2005年8月の就任以来、代表取締役としてスピード感をもってビジネス改革を推進しております。今後もその経験や知見を当社取締役会において活かすことで、取締役の意思決定の機能強化及び監督機能の強化が期待できるため、引き続き候補者といたします。
3. 浅田裕沖氏を引き続き候補者とした理由は、長年にわたる当社営業部門での豊富な知識・経験・実績に基づくものであり、今後更なる業績向上のために、会社全体の監督を適切に行うことができるものと判断したためであります。
4. 亀井正文氏を引き続き候補者とした理由は、これまで当社経理財務、企画・IR等の責任者として、又、管理部門全体の責任者として業務を遂行し、当社の取締役に相応しい豊富な経験と実績に加え、幅広い知見を有しているためであります。
5. 松岡猛氏は、長年にわたり当社プラントをはじめとした工事部門を中心に従事し、今後さらなる成長と業績向上に向け、適時、適切な判断を行うことができるものと考え、引き続き候補者としております。
6. 山内良介氏は、綜合警備保障株式会社での豊富な経験と知識を活かし、当社事業の拡大に寄与しており、今後も当社事業の発展に向け、その知識、経験を十分に発揮できるものと考え、引き続き候補者としております。
7. **高橋宏幸**氏は社外取締役候補者であります。
8. **高橋宏幸**氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、2021年6月の就任以来、独立した有識者という立場から取締役会の一員として重要な意思決定に参画いただき、経営に関する監視機能という役割を遂行していただいており、また、株式会社未来巣代表取締役として、技術、開発における豊富な知識と経験を有しており、当社事業を推進するにあたり有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
9. 当社は、**高橋宏幸**氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としており、同氏の選任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
11. **高橋宏幸**氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職状況)	地位	所有する当社の株式数
1	※ おおはし とおる 大橋 徹 (1961年12月8日)	1984年4月 西松建設株式会社入社 1989年6月 ワーナー・ランバート株式会社（現・ファイザー株式会社）入社 2003年3月 パーカー・ハネフィン日本株式会社入社 2005年2月 当社入社 情報システム部長 2014年6月 当社内部監査室長（現任）		800株
2	とけし のりひこ 渡慶次 憲彦 (1969年6月15日)	1995年2月 米国の Hotta Liesenberg Saito LLP 入所 2001年4月 株式会社HLSグローバル 代表取締役（現任） 2006年1月 米国の Hotta Liesenberg Saito LLP のパートナー（現任） 2014年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社HLSグローバル 代表取締役 Hotta Liesenberg Saito LLP パートナー		—
3	きりく やすし 紀 陸 保 史 (1953年12月22日)	1976年4月 沖電気工業株式会社入社 2002年4月 同社エンタープライズソリューションカンパニー プレジデント 2009年4月 同社執行役員法人営業本部長 2010年4月 同社執行役員法人営業本部長兼社会システム事業本部長 2011年6月 沖ウインテック株式会社 代表取締役社長 2017年4月 同社顧問 2018年5月 ダイヤオフィスシステム株式会社 顧問（現任） 2018年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) ダイヤオフィスシステム株式会社顧問		2,000株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 渡慶次憲彦氏、紀陸保史氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 大橋徹氏を候補者とした理由は、2014年6月より当社内部監査室長として監査職務に従事し、全社の内部監査業務を的確、公正かつ効率的に遂行していることから、当社監査役として適任であると判断したためであります。
 5. 渡慶次憲彦氏は、2014年6月より8年間、当社社外監査役として監査職務に従事し、当社の監査役としての職務を適切に遂行しております。また、財務及び会計に関しても相当程度の知見を有しております、引き続き選任をお願いするものであります。
 6. 紀陸保史氏を候補者とした理由は、2018年6月より4年間、当社社外監査役として監査職務に従事し、当社の監査役としての職務を適切に遂行しております。また、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
 7. 当社は、渡慶次憲彦氏、紀陸保史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としており、両氏の選任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 9. 当社は、渡慶次憲彦氏、紀陸保史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠社外取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に効力を生ずるものといたします。

補欠の社外取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 ふ り が な 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 状 況)	地 位 (現 職 状 況)	所有する 当社の 株式数
つ だ た か ゆ き 津 田 貴 之 (1962年12月31日)	1985年4月 日立通信システム株式会社入社 1991年4月 宮田工業株式会社（現・モリタ宮田工業株式会社）入社 2010年9月 同社生産本部技術部長 2013年5月 一般社団法人日本消防装置工業会理事就任 2014年7月 同社防災事業部技術部長 2017年1月 エムユニット株式会社入社 技術執行役員 2022年2月 株式会社未来巣入社 技術執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社未来巣 技術執行役員	技術執行役員 （現任）	—

- (注) 1. 津田貴之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 津田貴之氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 津田貴之氏を候補者とした理由は、当社から独立した有識者という立場から経営に関する監視という役割を果たしていただけるものと判断したこと、又、技術開発について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から助言等いただけることを期待したためであります。外部団体における理事の経験などを通じ業界にも精通しており、当社社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 津田貴之氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。津田貴之氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 ふ り が な 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 状 況)	地 位 (兼 職 状 況)	所有する 当社の 株式数
やない たかみち 箭 内 隆 道 (1969年7月25日)	2000年10月 東京弁護士会登録 虎門中央法律事務所入所 2003年4月 民事介入暴力対策特別委員会委員 (東京弁護士会) 2006年4月 日本弁護士会連合会代議員 東京弁護士会常議員 2020年4月 東京弁護士会副会長 (重要な兼職の状況) 虎門中央法律事務所 アソシエイト弁護士		—

- (注) 1. 箭内隆道氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 箭内隆道氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 箭内隆道氏を候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な知識と幅広い経験をしており、それらを当社の社外監査役として当社監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 箭内隆道氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。箭内隆道氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役佐藤寛則氏及び監査役千葉修氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することいたしました。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
さとうひろのり 佐藤 寛則	2014年6月 当社取締役(現任)
ちばおさま 千葉 修	2020年6月 当社常勤監査役(現任)

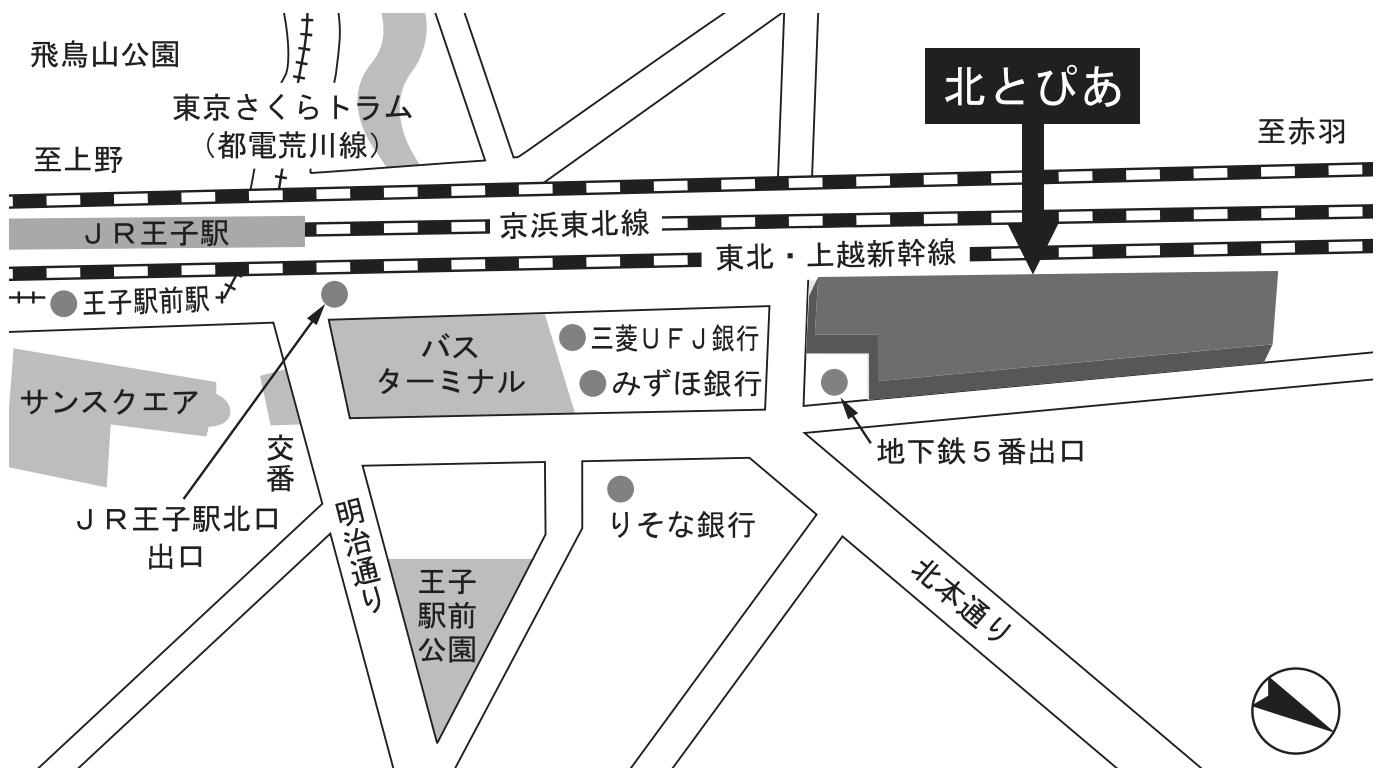
以上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場 北とぴあ 7 階 第 2 会議室
東京都北区王子一丁目11番1号
電話：東京（03）5390-1100（代表）



<交通機関>

JR京浜東北線「王子駅」 ●北口より徒歩 2 分

地下鉄南北線「王子駅」 ●5 番出口直結

東京さくらトラム「王子駅前駅」 ●徒歩 5 分
(都電荒川線)

お車でのご来場はご遠慮ください。



第70回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

① 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	1 頁
連結注記表	2 頁

② 計算書類

株主資本等変動計算書	12 頁
個別注記表	13 頁

本内容は、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ndc-group.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、「第70回定時株主総会招集ご通知」に記載された内容と本内容とで構成されております。

日本ドライケミカル株式会社

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	700,549	3,620,607	11,451,627	△256,859	15,515,925
当連結会計年度変動額					
剩 余 金 の 配 当			△231,039		△231,039
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,890,844		1,890,844
自 己 株 式 の 取 得				△48	△48
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減		△72,446			△72,446
そ の 他		226,781	△226,781		—
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	154,335	1,433,023	△48	1,587,310
当連結会計年度末残高	700,549	3,774,943	12,884,651	△256,908	17,103,235

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その 他 有 債 証 券 評 働 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	473,909	49,631	118,244	641,785	2,814,117	18,971,828
当連結会計年度変動額						
剩 余 金 の 配 当						△231,039
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,890,844
自 己 株 式 の 取 得						△48
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減						△72,446
そ の 他						—
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△175,344	34,675	△633	△141,302	△717,056	△858,358
当連結会計年度変動額合計	△175,344	34,675	△633	△141,302	△717,056	728,951
当連結会計年度末残高	298,564	84,307	117,611	500,482	2,097,060	19,700,779

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 8 社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 北海道ドライケミカル株式会社
日本ドライメンテナンス株式会社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------|----------------|
| ・持分法適用関連会社の数 | 2 社 |
| ・主要な関連会社の名称 | 株式会社イナートガスセンター |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日は12月31日であり、NDC Korea株式会社は連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の在外連結子会社は、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- | | |
|----------------------|--|
| その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

- | | |
|--------------------------|---|
| ・商品及び製品、仕掛品、
原材料及び貯蔵品 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ・未成工事支出金 | 個別法による原価法を採用しております。 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る将来の瑕疵補償に備えるため、過去の実績に基づきその発生見込額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく支給見込額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 一定の期間にわたり充足される履行義務

一定の期間にわたり充足される履行義務については、請負工事に関して、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

ロ. 一時点で充足される履行義務

一時点で充足される履行義務については、その他の工事、点検、および機器の据付等で顧客による検査等が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果が及ぶ期間（20年以内）で均等償却しております。

ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括償却しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

従来、請負工事に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

その他の工事、点検、及び機器の据付等については、一時点での充足される履行義務として、顧客による検収等が完了した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響は軽微であります。

また、当連結会計年度の損益に与える影響も軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形、売掛金及び完成工事未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期貸付金」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり収益を認識する際の履行義務の充足に係る進捗度の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識額 19,730,640千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、請負工事に関して、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りは見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で行っております。見積総原価は工事の作業内容の詳細に基づいて合理的に見積る必要があり、契約時の外注費、材料費及び人件費見積り等を基礎とし、工事の過程における変動を反映しております。外注費や材料費の高騰及び追加的な作業や工事内容の変更等の想定していなかった原価の発生等により工事原価総額が変動した場合は、翌年度の進捗率の計算と当該進捗率に基づく収益認識額に影響を及ぼす可能性があります。

関係会社役員に対する貸付金の回収可能性（貸倒引当金）について

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社は関係会社の役員に対して、3,039,000千円（30,000,000千ウォン）の貸付金を計上しております。本貸付金に関しては、回収可能性があると判断し、貸倒引当金の計上はしておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

本貸付金の返済期限は2022年12月末に設定されております。本貸付金に対し、当該役員が保有する当社連結子会社Masteco Industry Co., Ltd. 株式（議決権比率で50.6%）の担保設定によって、当該株式の処分見込額としての実質価額を評価し回収可能性を判定しております。実質価額の評価は対象会社の将来事業計画を元にしており、その計画の基礎となった成長率、利益率、割引率等を合理的に見積り算定しております。経済環境等の変動によりこれらの主要な仮定について大きく変動した場合は、処分見込額としての実質価額が下落する可能性があり、貸倒引当金の設定によって、翌年度の損益に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

5,875,042千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	7,181,812	—	—	7,181,812

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	180,624	23	—	180,647

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	143,524	20.50	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	87,514	12.50	2021年9月30日	2021年12月13日

(注) 2021年6月25日開催の定時株主総会における1株当たり配当額については、上場10周年記念配当3円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	122,520	17.50	2022年3月31日	2022年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金、電子記録債務は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について財務部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部が決裁担当者の承認を得て行っております。金利スワップ取引については、取締役会決議に基づき行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、各社の担当者が、当社と同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表価額98,015千円）は投資有価証券には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形、買掛金及び工事未払金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 短期貸付金	3,053,561	3,056,493	2,932
(2) 投資有価証券	950,511	950,511	—
資産計	4,004,072	4,007,004	2,932
(1) 社債	1,675,383	1,662,882	△ 12,501
(2) 長期借入金	2,750,950	2,764,831	13,881
負債計	4,426,333	4,427,714	1,380
デリバティブ取引	(246,884)	(246,884)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、() で示しております。

(注) 1. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	561,622	1,329,752	141,891	120,000

2. 社債（1年以内に償還予定のものを除く）の連結決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
社債	475,383	—	—	1,200,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	950,511	—	—	950,511
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(246,884)	—	(246,884)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期貸付金	—	3,056,493	—	3,056,493
社債	—	1,662,882	—	1,662,882
長期借入金	—	2,764,831	—	2,764,831

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期貸付金

短期貸付金の時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、各種防災設備の設計・施工・保守点検、消火器及び消防自動車の製造・販売、防災用品の仕入・販売等の防災事業の単一セグメントであるため、業績等については営業種目別に記載しております。

防災事業の顧客との契約に基づき分解した売上収益は、営業種目別の売上高と同一であり、営業種目別及び収益認識の時期による売上収益の分解は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業種目別	
防災設備事業	25,618,277
メンテナンス事業	8,344,230
商品事業	9,425,652
車両事業	1,404,929
顧客との契約から生じる収益	44,793,090
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	25,062,449
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	19,730,640
顧客との契約から生じる収益	44,793,090

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

一定の期間にわたり充足される履行義務については、請負工事に関して、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね3ヵ月以内に回収しております。

一時点で充足される履行義務については、その他の工事、点検、および機器の据付等で顧客による検収等が完了した時点で収益を認識しております。代金は、引渡し時点を中心に、概ね3ヵ月以内に回収しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産は主に、請負契約等において進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であり、連結貸借対照表上、受取手形、売掛金及び契約資産に含まれております。

契約負債は主に、請負契約における顧客からの前受金であります。

契約資産及び契約負債の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度末
契約資産	2,019,591千円
契約負債	1,331,776

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,514円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 270円08銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響が一定期間継続するものとして会計上の見積りを行っていますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	純 資 産									
	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他の利益剰余金	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	700,549	700,549	397,731	1,098,281	189,844	513,051	11,047,298	11,750,194	△256,859	13,292,165
当期変動額										
剰余金の配当							△231,039	△231,039		△231,039
当期純利益							1,657,019	1,657,019		1,657,019
固定資産圧縮積立金の取崩					△4,063		4,063	—		—
特別償却準備金の取崩						△235,188	235,188	—		—
自己株式の取得									△48	△48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	△4,063	△235,188	1,665,232	1,425,980	△48	1,425,931
当期末残高	700,549	700,549	397,731	1,098,281	185,781	277,863	12,712,530	13,176,175	△256,908	14,718,097

	純 資 産		
	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	473,909	473,909	13,766,075
当期変動額			
剰余金の配当			△231,039
当期純利益			1,657,019
固定資産圧縮積立金の取崩			—
特別償却準備金の取崩			—
自己株式の取得			△48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△175,344	△175,344	△175,344
当期変動額合計	△175,344	△175,344	1,250,587
当期末残高	298,564	298,564	15,016,662

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）を採用しております

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

・商品及び製品、仕掛品、
原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 5～50年

機械及び装置 2～17年

車両運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ リース資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金 完成工事に係る将来の瑕疵補償に備えるため、過去の実績に基づきその発生見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 一定の期間にわたり充足される履行義務

一定の期間にわたり充足される履行義務については、請負工事に関して、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

ロ. 一時点で充足される履行義務

一時点で充足される履行義務については、その他の工事、点検、および機器の据付等で顧客による検収等が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

従来、請負工事に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

その他の工事、点検、及び機器の据付等については、一時点ですべて充足される履行義務として、顧客による検収等が完了した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響は軽微であります。

また、当事業年度の損益に与える影響も軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することいたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり収益を認識する際の履行義務の充足に係る進捗度の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識額 18,479,632千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表と同一内容であるため、注記を省略しております。

関係会社役員に対する貸付金の回収可能性（貸倒引当金）について

連結注記表と同一内容であるため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3, 513, 440千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）	は次のとおりであります。
① 短期金銭債権	214, 235千円
② 短期金銭債務	100, 268千円
③ 長期金銭債務	10, 000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	293, 970千円
(2) 仕入高	896, 968千円
(3) 営業取引以外の取引高	111, 404千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	180, 624	23	—	180, 647

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7, 570千円
未払費用	35, 367千円
賞与引当金	157, 218千円
未払事業税	33, 004千円
完成工事補償引当金	22, 230千円
退職給付引当金	240, 362千円
役員退職慰労引当金	47, 728千円
棚卸資産評価損	139, 354千円
減価償却費限度超過額	6, 379千円
減損損失	22, 785千円
投資有価証券評価損	35, 722千円
その他	<u>15, 322千円</u>
繰延税金資産小計	763, 046千円
評価性引当額	<u>△220, 162千円</u>
繰延税金資産合計	<u>542, 883千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△83, 413千円
特別償却準備金	△125, 554千円
その他有価証券評価差額金	<u>△131, 767千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△340, 736千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>202, 147千円</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	北海道ドライケミカル㈱	所有 直接100.0%	商品の販売 及び 資金の預り 役員の兼任	資金の預り	△132	関係会社預り金	249,472
子会社	NDC Korea(㈱)	所有 直接100.0%	原材料の仕入及び 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	284,653
				利息の受取	6,924	その他流動資産(未収入金)	2,069
子会社	広伸プラント工業㈱	所有 直接100.0%	工事の委託 及び 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	△60,000	関係会社短期貸付金	320,000
				利息の受取	1,776	その他流動資産(未収入金)	283
子会社	MTC INC.	所有 間接 0.0%	原材料の仕入及び資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	845,855
				利息の受取	12,999	その他流動資産(未収入金)	3,337
子会社	MASTECO Industry Co., Ltd.	所有 直接31.5%	原材料の仕入	新株の引受	819,478	関係会社株式	2,672,361
関連会社	(㈱)イナートガスセンター	所有 直接 50.0%	商品の仕入 資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	100,000
				利息の受取	469	その他流動資産(未収入金)	—

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付の金利条件は、市場金利を勘案し、両者の協議により決定しております。

3. 資金の預り及び資金の貸付の取引金額については前期末残高との純増減額を記載しております。

4. 新株の引受は、新株引受権の行使価格に基づいております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社の役員	Juhwan Oh	(被所有) 0.0%	資金の貸付	資金の貸付	—	短期貸付金	3,039,000
				利息の受取	16,054	その他流動資産(未収入金)	4,121
子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ATCO LLC.	(被所有) 0.0%	新株引受権の取得	新株引受権の取得	866,803	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の貸付の金利条件は、市場金利を勘案し、両者の協議により決定しております。
2. 新株引受権の取引価格は、新株引受権の見積金額に基づき、両者の協議により決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1. (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,144円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 236円68銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が一定期間継続するものとして会計上の見積りを行っていますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。